

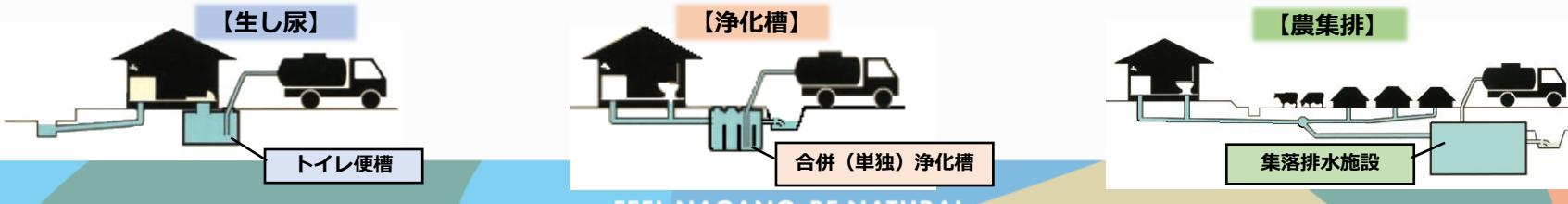
一般廃棄物（し尿及び生活雑排水）処理手数料の見直しについて

長野市廃棄物減量等推進審議会から、令和7年10月28日に「市内全体の収集コストを基準に改定する必要がある」旨の答申を受けたことを踏まえ、見直しについて協議するもの。

1 し尿処理手数料（し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬）改定案

区分		手数料(円)	
		現行額	改定額
従量制	1単位36ℓまでごとに	417	465
定額制	基本料（1世帯1月につき）	68	75
	人数割料（1人1月につき）	446	497
	月2回以上のくみ取りの場合の加算料	490	546
	便槽2箇所以上の場合の加算料（1箇所につき）	342	381
特別加算料	40m以上60m未満	342	381
	60m以上	472	526
	仮設トイレ1箇所1回につき	—	3,200

※定額制、特別加算料（仮設トイレを除く）の改定額は、各区分の現行額に改定率11.51%を加算。



①改定率の算定結果

(税抜き)				
1台1か月あたり 収集経費(円) A	稼働台数(台) B	年間収集経費(円) A×B×12= C	年間収集量 (単位) D	収集経費(円) C/D
1,200,144	19.31	278,097,368	657,750	422.80

収集経費 $422.80\text{円} \times 1.1$ (消費税10%) = **465円** (現行417円) +48円

改定率11.51%

②手数料改定の推移

	R2～R4	R5～R7 (現行)	R8～R10 (改定後)
金額	412円	417円	465円
改定率	8.99%	1.21%	11.51%

【改定に伴う手数料試算】

1世帯平均収集量13単位の場合

◆現行 : 5,421円

◆改定後 : 6,045円 月額624円の増額

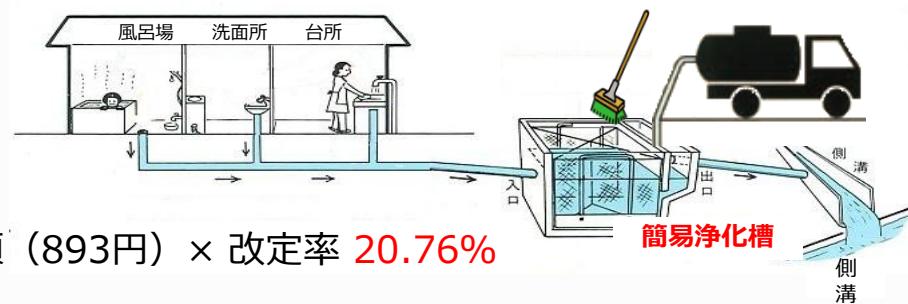
【参考 世帯数】

処理形態区分	世帯数(R6年度)
し尿	4,865
浄化槽	5,077
合計	9,942
農業集落排水	2,366

2 生活雑排水処理手数料改定案

(円)

区分 (簡易浄化槽容量)	手数料	
	現行額	改定額
100 ℥ 未満	893	1,078
100 ℥ 以上150 ℥ 未満	1,161	1,402
150 ℥ 以上200 ℥ 未満	1,429	1,725
200 ℥ 以上50 ℥ ごとの加算額	268	323



◆改定額算定方法（100 ℥ 未満の場合）

- 改定手数料（1,078円） = 現行額（893円）× 改定率 20.76%
- ※各区分同様

◆定期清掃（汚泥の収集運搬）促進により水質保全を図るため、市は費用の5割を補助し手数料を軽減している。

①改定率の算定結果

(税抜き)

1台1か月あたり 収集経費(円) A	稼働台数(台) B	年間収集経費(円) A×B×12= C	清掃数(基) D	収集経費(円) C/D
1,020,132	1.31	16,036,475	3,772	4,251.45

収集経費4,251.45円×1.1 (消費税10%) = 4,676円 (現行3,872円) + 804円

改定率20.76%

②手数料改定の推移 (150ℓ以上200ℓ未満)

	R2～R4	R5～R7 (現行)	R8～R10 (改定後)
手数料	1,301円	1,429円	1,725円
改定率	9.95%	9.81%	20.76%

【改定に伴う手数料試算】

一般的な簡易浄化槽容量
150ℓ以上200ℓ未満の世帯で年4回清掃時の算出

◆現行 : 5,716円

◆改定後 : 6,900円

月額約99円の増額

※市は費用の5割を補助し手数料を軽減している。

3 仮設トイレ特別加算料（臨時収集）算定案

①課題

- ・年間約5,500件の収集依頼に隨時対応。予め収集予定が組めず非効率。
- ・収集量が少なく手数料が少額。
- ・通常収集時と同程度の人員数、時間的経費がかかり負担が大きい。

見合う手数料（加算料）
の設定が必要

②特別加算料の考え方

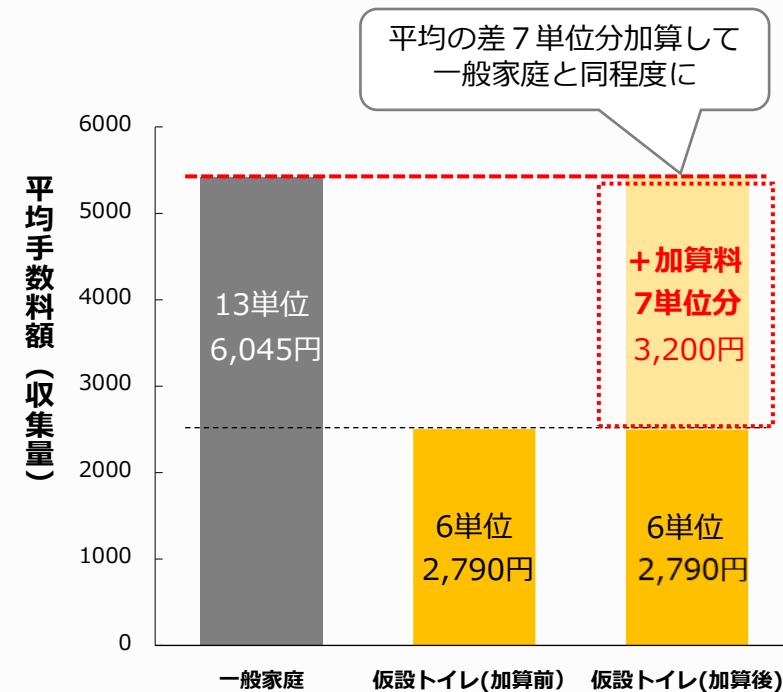
- 通常収集と仮設トイレの平均収集量の差
「7単位分」を特別加算料として設定する。

●通常収集世帯の収集量と同等に見込む。

●加算対象は工事現場やイベント会場等の一時的に設置する仮設トイレ。

●1箇所1回につき、従量制の手数料に加算。

●車両を移動せず収集できるものを「1箇所」とみなす。



③特別加算料の算定

7単位×465円/単位=3,200円 (※100円未満切捨て)

(特別加算料7単位 = 通常平均収集量13単位 - 仮設トイレ平均収集量6単位)

④仮設トイレ特別加算料

区分		手数料 (円)	
		現行額	改定額
従量制	1単位36ℓまでごとに	417	465
<hr/>			
特別加算料	40m以上60m未満	342	381
	60m以上	472	526
	仮設トイレ 1箇所 1回につき	-	3,200



※仮設トイレは、工事・催物等のために一時的に設置されたトイレをいい、し尿収集車両を移動することなく、同一の者の設置する仮設トイレから、し尿をくみ取る場合を1箇所とする。

処理手数料改定スケジュール

7

10月29日

- 部長会議説明、改定について決定

11月5日

- 政策説明会で説明

12月

- 市議会定例会（条例改正案提出）

令和8年4月1日

- 条例施行（新手数料適用）

1 し尿処理手数料（し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬）改定（案）

① 収集量推計

(kℓ)

年度	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
し尿 浄化槽汚泥	31,518	29,534	29,196	28,056	26,583	25,937	25,159	24,404	23,672	22,962



R8～10年度の平均

23,679kℓ

1単位 : 36 ℥ に換算

657,750単位

◆R元～R6は実績値、R7年度以降はR元からの実績値推移に基づく推計値。

②し尿収集車両1台・1か月あたりの収集経費

科 目	金 額 (円)	構成比 (%)	内 訳
(1)人件費	605,562	50	給与、賞与、諸手当、社会保険料等
(2)福利厚生費	22,364	2	退職積立金、被服費等
(3)車両費	184,360	15	車両減価償却費、公租公課、保険料等
(4)流動費	249,788	21	修繕費、燃料費、消耗品費等
管理経費	138,070	12	事務諸経費 (①～④合計×13%)
合 計	1,200,144	100	

③し尿収集経費に基づく改定率算定

(税抜き)

1台1か月あたり 収集経費 (円) A	稼働台数 (台) B	年間収集経費 (円) A×B×12 = C	年間収集量 (単位) D	収集経費 (円) C/D	前回収集経費 (円)
1,200,144	19.31	278,097,368	657,750	422.80	379.37

稼働台数は、各車両の長野市における業務割合と稼働日数の割合から算出。

**収集経費 422.80円×1.1（消費税10%）=465円（現行417円）
+48円 改定率11.51%**

2 生活雑排水処理手数料改定（案）

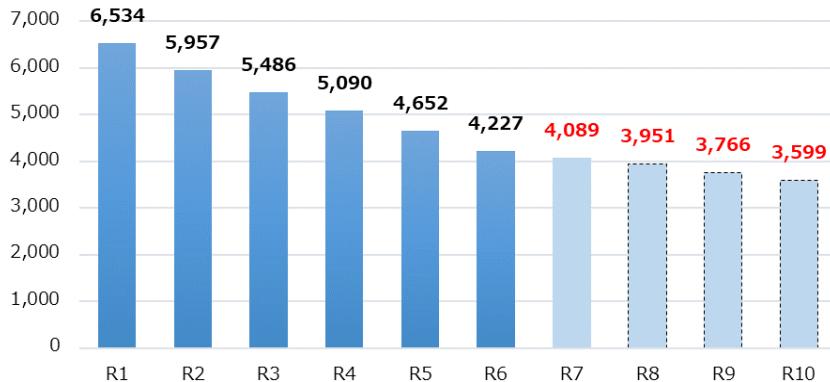
① 清掃数推計

(基)

年度	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
簡易浄化槽 清掃数	6,534	5,957	5,486	5,090	4,652	4,227	4,089	3,951	3,766	3,599

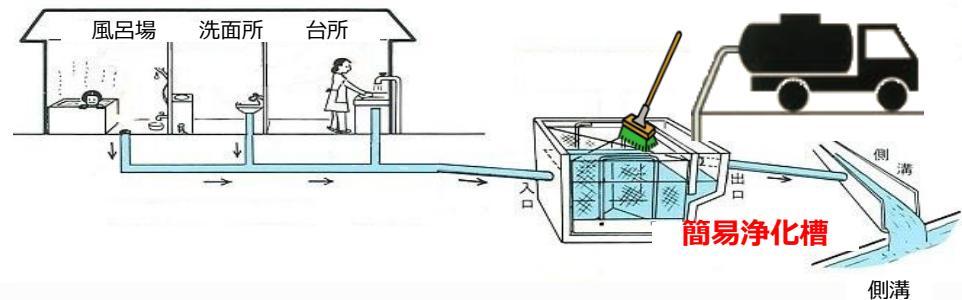
◆ R元～R6は実績値、R7年度以降はR元からの実績値推移に基づく推計値。

簡易浄化槽清掃数



R8～10年度の平均

3,772基



②生活雑排水収集車両1台・1か月あたりの収集経費

科 目	金 額 (円)	構成比 (%)	内 訳
(1)人件費	515,972	51	給与、賞与、諸手当、社会保険料等
(2)福利厚生費	18,990	2	退職積立金、被服費等
(3)車両費	213,730	21	車両減価償却費、公租公課、保険料等
(4)流動費	154,080	15	修繕費、燃料費、消耗品費等
管理経費	117,360	11	事務諸経費 (①～④合計×13%)
合 計	1,020,132	100	

③生活雑排水収集経費に基づく改定率算定

(税抜き)

1台1か月あたり 収集経費 (円) A	稼働台数 (台) B	年間収集経費 (円) $A \times B \times 12 = C$	清掃数 (基) D	収集経費 (円) C/D	前回収集経費 (円)
1,020,132	1.31	16,036,475	3,772	4,251.45	3,520.25

稼働台数は、稼働日数割合から算出。

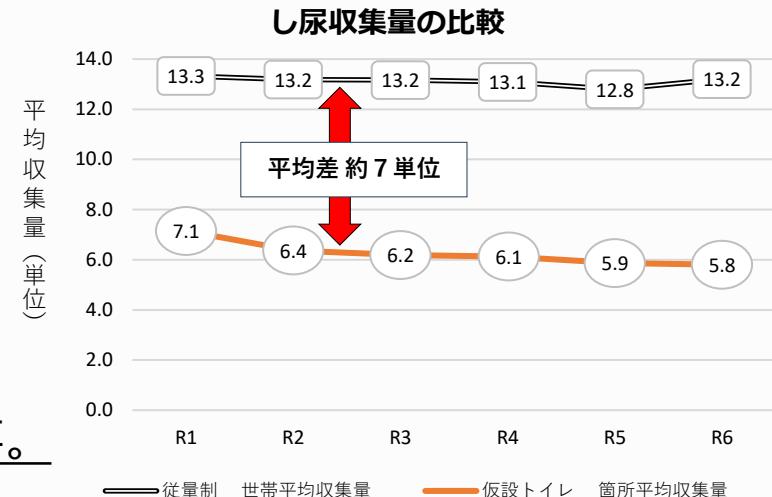
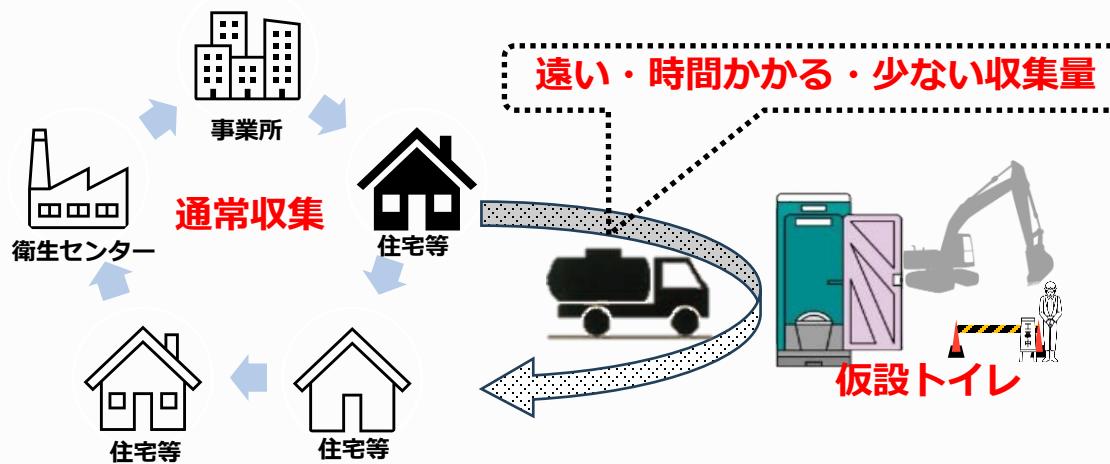
$$\text{収集経費(1基あたり)} \ 4,251.45 \text{円} \times 1.1 \text{ (消費税10\%)} = 4,676 \text{円} \text{ (現行3,872円)} \\ + 804 \text{円} \text{ 改定率20.76\%}$$

3 仮設トイレ特別加算料（臨時収集）算定（案）

①背景

- 仮設トイレの収集依頼は年間約5,500件隨時発生。
 - 突発的に作業な上に、収集量も少ない。
 - ・ 通常収集の平均収集量 13単位
 - ・ 仮設トイレの平均収集量 6単位
- 作業にかかる労力・時間に対して手数料額が少額。

→見合う手数料（加算料）の設定が必要。



令和6年度仮設トイレ構成比率

